



# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年9月28日（水曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア  
地下1階 ソリッドスクエアホール

## 議案

- 第1号議案 剰余金の配当に関する件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

### 株主様へのお願い

株主の皆様におかれましては、株主総会へのご出席に際しまして、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、書面またはインターネットによる議決権行使（期限：2022年9月27日（火曜日）午後6時まで）も含めて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**第76回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより株主様の議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年9月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

<b>1</b> 日 時	2022年9月28日（水曜日）午前10時 （受付開始：午前9時30分）
<b>2</b> 場 所	川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア 地下1階 ソリッドスクエアホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第76期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第76期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の配当に関する件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役9名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件</li> </ol>
<b>4</b> 議決権の行使等についてのご案内	3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
<b>5</b> インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.zero-group.co.jp>)

## 本総会における新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第76回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願い

- (1) 本株主総会への出席をご検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本株主総会への出席を予定される場合であっても、できる限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使したうえで、当日の状況を見て出席をご検討ください。  
議決権の行使方法の詳細は、3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。  
**【議決権行使期限】 2022年9月27日（火曜日）午後6時まで**

### 2. 本株主総会における当社の対応について

- (1) 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない可能性がございます。座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。
- (2) 株主総会にご出席の株主様へのお土産、お飲み物のご用意はございません。
- (3) 登壇役員、会場スタッフはマスク着用で対応させていただく予定ですので、予めご了承ください。
- (4) 入場の際にはマスク着用のうえ、受付設置の消毒用アルコール液をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 当日は、会場受付にて体温測定をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された株主様の入場をお断りさせていただきます。
- (6) 会場において体調不良を感じた株主様は会場スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ会場スタッフがお声がけすることがございます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、変更後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.zero-group.co.jp>) にてお知らせいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月28日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年9月27日(火曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年9月27日(火曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案、第2号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

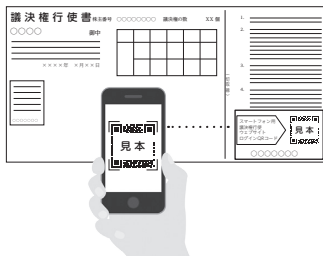
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



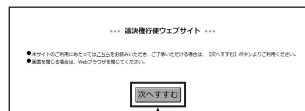
### 「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

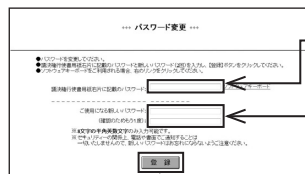
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00)

※ 2022年9月17日(土曜日)午前5:00より2022年9月20日(火曜日)午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当に関する件

剰余金につきましては、当社の利益配分の基本方針に沿って、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 配当財産の種類                  | 金銭  |
| 2. 配当財産の割当に関する事項<br>およびその総額 | 当社普通株式1株につき金 <b>22円70銭</b><br>総額は <b>382,662,072円</b> |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日           | 2022年9月29日  |

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

## (1) 事業目的の記載の変更

当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

## (2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条（条文省略）  （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 39.（条文省略） （新設） （新設） 40.（条文省略）	第1条（現行どおり）  （目的） 第2条（現行どおり） 1. ～ 39.（現行どおり） 40. <u>電気自動車の充電サービス事業</u> 41. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> 42.（現行どおり）

現行定款	変更案
<p data-bbox="158 273 447 296">第3条～第14条（条文省略）</p> <p data-bbox="170 349 734 371"><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="158 379 760 563">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="170 616 232 639">（新設）</p> <p data-bbox="158 904 439 926">第16条～第49条（条文省略）</p> <p data-bbox="170 979 232 1002">（新設）</p>	<p data-bbox="781 273 1090 296">第3条～第14条（現行どおり）</p> <p data-bbox="793 349 898 371">（削除）</p> <p data-bbox="793 616 969 639"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="781 662 1381 715">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="825 737 1381 851">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p data-bbox="781 904 1082 926">第16条～第49条（現行どおり）</p> <p data-bbox="793 979 863 1002"><u>（附則）</u></p> <p data-bbox="793 1025 1226 1047"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="781 1070 1381 1183">第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="825 1206 1381 1289">2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、諮問委員会の答申を踏まえて、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	北村 竹郎 きたむら たけお	代表取締役社長	一般社団法人日本陸送協会会長	再任
2	柴崎 康男 しばさき やすお	代表取締役副社長	整備事業本部長	再任
3	小倉 信祐 おぐら のぶまさ	取締役	営業本部長	再任
4	高橋 俊博 たかはし としひろ	取締役	グループ戦略本部長 株式会社ゼロ・プラスIKEDA代表取締役社長	再任
5	タン・エンスン	取締役	タンチョンインターナショナルリミテッド会長 ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役	再任
6	グレン・タン	取締役	タンチョンインターナショナルリミテッド副会長兼マネージングディレクター	再任
7	鎌田 正彦 かまた まさひこ	社外取締役	SBSホールディングス株式会社代表取締役社長	再任 社外
8	上村 俊之 かみむら としゆき	社外取締役	クリフィックス税理士法人社員 公認会計士、税理士 株式会社MS&Consulting社外取締役	再任 社外 独立
9	和田 芳幸 わだ よしゆき	社外取締役	和田会計事務所代表 公認会計士 株式会社フォーバルテレコム社外取締役 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役 栗林商船株式会社社外監査役	再任 社外 独立

候補者番号

1

きたむら たけお  
**北村 竹郎**

(1954年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 2,600株

再任

**[略歴、当社における地位、担当]**

1978年 4月	日産自動車株式会社入社	2006年 9月	当社取締役経営企画部長
2000年 4月	北米日産会社副社長	2013年 7月	当社取締役海外事業企画部長
2003年 4月	日産自動車株式会社グローバルNSSW本部副本部長	2014年 8月	当社代表取締役社長（現任）
2006年 4月	当社入社、執行役員	2019年 7月	一般社団法人日本陸送協会会長（現任）
2006年 7月	当社執行役員経営企画部長	2021年 7月	当社整備事業本部長

**[重要な兼職の状況]**

一般社団法人日本陸送協会会長

**選任理由**

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2006年より取締役として企業経営に従事し、2014年の代表取締役社長就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

しばさき やすお  
**柴崎 康男**

(1956年 8月31日生)

所有する当社の株式数…………… 1,000株

再任

**[略歴、当社における地位、担当]**

1979年 4月	日産自動車株式会社入社	2016年 7月	当社安全・品質本部長兼TQM推進部長
2003年 4月	同社SCM本部車両・部品物流部長	2016年 9月	当社代表取締役副社長（現任）
2006年 4月	同社生産事業本部生産管理部長	2017年 7月	当社安全・品質本部長兼管理本部長
2011年 4月	タイ日産自動車副社長	2017年 9月	当社安全・品質本部長
2014年 4月	日産自動車九州株式会社代表取締役社長	2018年 7月	当社安全・品質本部長兼OEMサービス本部長
2016年 4月	当社入社	2022年 7月	当社整備事業本部長（現任）

**選任理由**

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2016年の代表取締役副社長就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

お ぐ ら の ぶ ま さ  
**小倉 信祐** (1963年6月16日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

## [略歴、当社における地位、担当]

1987年4月	株式会社オートラム入社	2012年6月	当社執行役員営業本部副本部長
2007年4月	当社入社	2014年8月	当社執行役員営業本部長
2009年3月	当社東日本営業部長	2017年9月	当社取締役営業本部長（現任）
2012年2月	当社営業本部副本部長		

## 選任理由

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2017年の取締役就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

た か は し と し ひ ろ  
**高橋 俊博** (1969年8月16日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

## [略歴、当社における地位、担当]

1994年4月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2016年7月	当社執行役員グループ戦略本部長
2005年7月	株式会社JBFパートナーズ ディレクター	2017年9月	当社取締役グループ戦略本部長（現任）
2015年7月	当社入社、執行役員経営企画部長	2022年5月	株式会社ゼロ・プラスIKEDA代表取締役社長 （現任）

## [重要な兼職の状況]

株式会社ゼロ・プラスIKEDA代表取締役社長

## 選任理由

金融業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2017年の取締役就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

タン・エンスン (1948年8月6日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

**[略歴、当社における地位、担当]**

1989年2月	タンチョンモーターグループ代表	2004年9月	当社取締役 (現任)
2004年7月	ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド 代表取締役 (現任)	2005年11月	タンチョンインターナショナルリミテッド会長 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

タンチョンインターナショナルリミテッド会長  
ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役

**選任理由**

親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの会長であり、タンチョンインターナショナルグループの経営戦略の立場から、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。今後も業務を執行しない取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

グレン・タン (1978年2月25日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

**[略歴、当社における地位、担当]**

2001年9月	タンチョンモーターグループ入社	2017年8月	タンチョンインターナショナルリミテッド マネージングディレクター
2009年7月	タンチョンインターナショナルリミテッド取締役		
2014年9月	当社取締役 (現任)	2018年9月	同社副会長兼マネージングディレクター (現任)

**[重要な兼職の状況]**

タンチョンインターナショナルリミテッド副会長兼マネージングディレクター

**選任理由**

親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの副会長兼マネージングディレクターであり、タンチョンインターナショナルグループの経営戦略の立場から、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。今後も業務を執行しない取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

か ま た ま さ ひ こ  
**鎌田 正彦**

(1959年6月22日生)

所有する当社の株式数…………… 1,800株

再任

社外

**[略歴、当社における地位、担当]**

1987年12月 株式会社関東即配  
 (現SBSホールディングス株式会社) 取締役  
 2004年 9月 当社社外取締役 (現任)  
 1988年 3月 同社代表取締役社長 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

SBSホールディングス株式会社代表取締役社長

**選任理由および期待される役割の概要**  
 鎌田正彦氏は、物流業界における企業経営者としての豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして物流企業の経営者としての専門的な観点から、当社のコンプライアンスおよび業務効率化等に向けた提案を含む積極的な発言や、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等いただくことを期待したためであります。

候補者番号

8

かみむら としゆき

上村 俊之 (1971年1月16日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

社外

独立

**[略歴、当社における地位、担当]**

1993年4月	中央新光監査法人入所	2008年1月	クリフィックス税理士法人社員（現任）
1995年4月	公認会計士登録	2011年9月	当社社外監査役
2004年7月	中央青山監査法人社員	2014年9月	当社社外取締役（現任）
2007年1月	クリフィックス税理士法人入所	2016年6月	株式会社MS&Consulting社外取締役（現任）
2007年12月	税理士登録		

**[重要な兼職の状況]**

クリフィックス税理士法人社員  
株式会社MS&Consulting社外取締役

**選任理由および期待される役割の概要**

上村俊之氏は、公認会計士および税理士としての豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に公認会計士および税理士としての専門的な観点に加え、国際的なビジネスの視点から企業経営および当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等いただくことなど、企業経営および財務体質強化等への積極的な発言を期待したためであります。

候補者番号

9

和田 芳幸 (1951年3月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当]

1974年4月	クーパーズアンドライブランド会計事務所入所	2014年9月	当社社外監査役
1977年6月	監査法人中央会計事務所入所	2015年6月	株式会社フォーバルテレコム社外取締役（現任）
1978年9月	公認会計士登録	2015年12月	株式会社キャリアデザインセンター社外取締役（現任）
1985年8月	監査法人中央会計事務所社員	2016年8月	和田会計事務所代表（現任）
1988年6月	同所代表社員	2017年9月	当社社外取締役（現任）
2000年7月	中央青山監査法人事業開発本部長	2021年4月	栗林商船株式会社社外監査役（現任）
2003年5月	同監査法人事業開発担当理事		
2007年8月	太陽ASG監査法人（現太陽有限責任監査法人） 入所、代表社員		

[重要な兼職の状況]

和田会計事務所代表  
株式会社フォーバルテレコム社外取締役  
株式会社キャリアデザインセンター社外取締役  
栗林商船株式会社社外監査役

選任理由および期待される役割の概要

和田芳幸氏は、公認会計士としての豊富な知識・経験等に加え、複数の企業で社外取締役等に就任されており、引き続き当該知見を活かして特に公認会計士および社外役員経験者としての多岐にわたる観点から、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等いただくことを期待したためであります。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き諮問委員会の委員長として当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定および親会社との取引等に際し、客観的かつ中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上村俊之氏および和田芳幸氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、両氏の選任理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鎌田正彦氏が18年、上村俊之氏が8年および和田芳幸氏が5年となります。
5. 取締役候補者タン・エンスン氏およびグレン・タン氏は、過去10年以内において、当社の親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの業務執行者でありました。なお、両氏の同社における過去10年間の地位および担当は、前記【略歴、当社における地位、担当】および【重要な兼職の状況】に記載のとおりであります。
6. 当社は、取締役上村俊之氏および和田芳幸氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、タン・エンスン氏、グレン・タン氏、鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏の各取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役について、1,000万円または法令が定める額のいずれが高い額としております。当該5名の取締役候補者各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」）契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等をD&O保険により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。各取締役候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 本議案の承認が得られた場合、取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

【ご参考：取締役会スキル・マトリックス】

氏名	当社における地位	専門性・経験および知見						
		企業経営	財務・会計・金融	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	人事・労務	グローバルビジネス	自動車業界知見
北村 竹朗	代表取締役社長	○			○		○	○
柴崎 康男	代表取締役副社長	○					○	○
小倉 信祐	取締役				○			○
高橋 俊博	取締役		○					
タン・エンスン	取締役	○			○		○	○
グレン・タン	取締役	○			○		○	○
鎌田 正彦	社外取締役	○			○		○	
上村 俊之	社外取締役		○					
和田 芳幸	社外取締役		○	○				
塩谷 知之	常勤監査役			○		○	○	○
鈴木 良和	社外監査役			○				
加藤 嘉一	社外監査役	○	○		○		○	



## 第4号議案

## 取締役に対する株式報酬制度導入の件

## 1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）、執行役員および当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2015年9月29日開催の第69回定時株主総会においてご承認をいただき、当社の取締役、監査役および執行役員（親会社の業務執行者を兼務している者、社外取締役および社外監査役を除きます。）を対象として業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））（以下「現行BBT制度」といいます。）を導入しておりますところ、本議案は、現行BBT制度に加えて、取締役等の報酬と株式価値との連動性をさらに明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年9月25日開催の第61回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）および2015年9月29日開催の第69回定時株主総会においてご承認をいただきました現行BBT制度に係る報酬枠（取締役、監査役および執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき79,000ポイント、監査役につき3,000ポイント、執行役員につき18,000ポイントをそれぞれ上限。なお、1ポイント当たり当社株式1株に相当）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（当社は、現行BBT制度に基づき、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託を設定しておりますところ、本制度に基づく当社による株式取得資金等の拠出、当社株式の取得、取締役等に対する給付も、当該信託を通じて行うことといたします。以下、当該信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程（BBT-RS）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## (2) 本制度の対象者

取締役（親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役は、本制度の対象外とします。）、執行役員および子会社の取締役

## (3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2023年6月末日で終了する事業年度から2025年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入いたします。

当社は、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、合理的に必要なと見込まれる金銭を本信託に拠出いたします。

なお、現行BBT制度に基づき、当社が本信託に拠出した金銭を原資として本信託が取得した当社株式を、現行BBT制度に基づく当社株式の給付および本制度に基づく当社株式等の給付のために併用することを予定しており、当初対象期間に関しては、現時点において本信託への金銭の拠出は予定しておりません。

当初対象期間経過後、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関し、本制度および現行BBT制度に基づき両制度の対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で、給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度および現行BBT制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (4) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(5)のとおり、1事業年度当たり84,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は252,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (5) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程(BBT-RS)に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、84,000ポイント(うち、当社の取締役分として54,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数84,000株の発行済株式総数16,857,360株(2022年6月30日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.498%です。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(6)の受益権確定時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (6) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程(BBT-RS)に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程および役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

### 3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ①譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社の子会社（以下「当社グループ」という。）における役員（取締役、監査役および執行役員をいいます。以下同じとします。）たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合で、かつ、当社株式の給付を受けた日から退任日までの間、継続して、当社グループの役員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

#### ④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

〔参考：役員報酬等の内容の決定に関する方針等〕

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

## 1. 報酬の決定に関する基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を取り入れ、個々の取締役の報酬の決定に際しては、固定的な報酬と業績と連動する報酬の組み合わせにより、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

なお、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うものとしたします。

## 2. 報酬の構成

### (1) 金銭報酬

#### ①基本報酬

業績に連動しない基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、役割、責任範囲、世間水準とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしたします。

#### ②業績連動賞与

業績連動賞与は、短期的なインセンティブ機能を目的とし、各事業年度の業績に応じた成果報酬として、取締役各人の業績・成果等に連動させて変動する金銭報酬として毎年一定の時期に支給するものとしたします。

### (2) 非金銭報酬

#### ①BBT = 業績連動型株式給付信託 (Board Benefit Trust)

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、報酬の後払いの見地から勤続年数に加え比較的短期の貢献に対応するものとして信託制度を使った事後給付型、かつ業績連動型の報酬で年度毎にポイントを積み上げ、退職時に累計ポイントに相当する生株式を給付するものとしたします。

#### ②BBT-RS = 譲渡制限付株式給付信託 (Board Benefit Trust-Restricted Stock)

長期インセンティブ報酬として、役位および長期的な貢献への期待値等に応じて、BBTと同じ信託制度を通じて運用される事前給付型の報酬（一部は事後金銭払い）で、年度毎に譲渡制限付き株式を個人の証券口座に給付し、退職時に譲渡制限を解除するものとしたします。

### (3) 種類別の報酬割合

種類別の報酬割合については、当面は基本報酬の占める割合を全体の7割程度とし、事業環境や他社水準等を鑑みつつ、業績連動分や非金銭報酬等の割合については、その水準を含め、継続的に諮問委員会へ諮問し、その答申を受けて適宜に見直すものとしたします。



### 3. 役員報酬の限度額

取締役の報酬限度額については、2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、監査役の報酬限度額については、2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

業績連動型株式報酬（株式給付信託（BBT））について、2015年9月29日開催の第69回定時株主総会において、上記の役員報酬額とは別枠で取締役等に対する報酬枠（取締役（親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）、監査役および執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき79,000ポイント、監査役につき3,000ポイント、執行役員につき18,000ポイントをそれぞれ上限。なお、1ポイント当たり当社株式1株に相当）の決議をいただいております。

なお、2022年9月28日開催の第76回定時株主総会において、第4号議案（取締役に對する株式報酬制度導入の件）をご承認いただくことを前提に、1事業年度のポイント数の上限として取締役（親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）、執行役員および子会社の取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、84,000ポイント（うち当社の取締役分として54,000ポイント）を上限としております。

### 4. 報酬決定の手続

報酬の決定にあたっては、取締役の報酬については、グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価に沿った決定とすべく、各年度の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議されることを条件に、代表取締役社長に委任するものとします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。委任された内容の決定に際しては、事前に諮問委員会にその妥当性等を諮問し、同委員会からの答申を尊重するものとします。諮問委員会は、取締役会が選定する3名の諮問委員で構成され、うち2名を社外役員とし、委員長は独立社外取締役としております。

また、監査役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬の総額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、多くの分野で持ち直し方向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体などの供給制約に伴う一部減産の影響を受け、自動車分野などで持ち直しの動きが一服しております。

国内の自動車市場におきまして、新車販売台数合計は前年連結会計年度（以下、前期という）比で83.8%（日本自動車工業会統計データ）と大幅に減少いたしました。半導体の不足と東南アジアや中国における新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う、自動車部品の供給不足による減産の影響を大きく受けております。中古車登録台数も新車販売の低迷に伴い下取り車が減少したことに加えて、中古車相場上昇に伴って買い控えが起きていることから、前期比で92.2%と減少いたしました。

売上収益は、海外関連事業におきまして、2021年7月1日に陸友物流（北京）有限公司を連結子会社化したことに加えて、マレーシア向けの中古車輸出事業が好調に推移したことから増収となりましたが、営業利益は、自動車流通の低迷に伴って車両輸送受託台数が減少したこと、燃料単価が高騰していること、雇用調整助成金が前連結会計年度に比べて減少したことから減益となりました。

これらの結果、当社グループの業績は、売上収益1,070億45百万円（前期比116.1%）、営業利益39億12百万円（前期比73.4%）となりました。また、税引前利益は39億47百万円（前期比73.4%）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は25億35百万円（前期比69.9%）となりました。

	第75期 (2021年6月期)	第76期 (2022年6月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上収益	92,171	107,045	16.1%
営業利益	5,332	3,912	△26.6%
税引前利益	5,373	3,947	△26.6%
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,626	2,535	△30.1%



セグメント別の業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より、持分法適用共同支配企業であった陸友物流（北京）有限公司の一部出資持分を追加取得し連結子会社化とし、海外事業展開をさらに推進するべく管理体制の強化を図ったことから、報告セグメントに「海外関連事業」を追加し、従来「自動車関連事業」に含まれていた中古車輸出事業、および「一般貨物事業」に含まれていたCKD事業を「海外関連事業」の区分に変更しております。また、自動車関連事業を国内自動車関連事業に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを使用し前期比較を行っております。

## 国内自動車関連事業 売上収益 51,482百万円

主幹事業である車両輸送事業は、半導体不足による新車販売台数および中古車登録台数の減少に伴い、車両輸送受託台数が減少したことから減収になりました。また、整備事業も新車販売台数の減少に伴い納車前整備点検の受託台数が減少したことから減収になり、国内自動車関連事業全体でも減収となりました。

セグメント利益は、車両輸送事業と整備事業の減収に伴い減益になったことに加えて、原油価格の高騰と円安に伴って燃料単価および海上輸送の燃料サーチャージが上昇したことから、減益となりました。

これらの結果、国内自動車関連事業全体の売上収益は514億82百万円（前期比93.6%）、セグメント利益は42億2百万円（前期比72.5%）となりました。

## ヒューマンリソース事業 売上収益 19,330百万円

送迎事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から引き続き回復基調にあることから増収となり、人材サービス事業および空港関連人材事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による派遣先における雇い止めの影響を受けた前年よりも回復したことから、増収になりました。

セグメント利益は、雇用調整助成金が前連結会計年度と比べて僅少になったことから、減益となりました。

これらの結果、ヒューマンリソース事業全体の売上収益は193億30百万円（前期比107.7%）、セグメント利益は6億66百万円（前期比80.0%）となりました。

## 一般貨物事業 売上収益 6,423百万円

---

港湾荷役事業は、バイオマス発電所向けの燃料荷役が本格的に立ち上がったことから増収、運輸・倉庫事業も、新規顧客の獲得によって増収となり、一般貨物事業全体では増収となりました。

セグメント利益につきまして、港湾荷役事業は、バイオマス発電向けの燃料荷役の本格稼働が寄与して増益となり、運輸・倉庫事業は、料金改定および不採算事業からの撤退に加えて、新規顧客獲得が奏功して増益となり、一般貨物事業全体でも増益となりました。

これらの結果、一般貨物事業全体の売上収益は64億23百万円(前期比111.3%)、セグメント利益は10億60百万円(前期比139.9%)となりました。

## 海外関連事業 売上収益 29,809百万円

---

中古車輸出事業は、主要輸出先であるマレーシアにおきまして、ロックダウンが解除されたことや自動車の売上税減免措置が継続されたことに伴い需要が急増したことに加えて、顧客満足度の向上活動が市場占有率の上昇に繋がり、大幅な増収になりました。CKD事業は、顧客であるタイの自動車製造工場の稼働再開に伴って増収となりました。また、中国における車両輸送事業におきましては、前連結会計年度は持分法適用会社であった陸友物流(北京)有限公司を子会社化したことに伴い、同社の売上収益が純増となりました。

セグメント利益につきまして、中国における車両輸送事業は半導体不足や上海のロックダウンの影響を強く受けたことから損失を計上しておりますが、中古車輸出事業とCKD事業は増収に伴い増益となった結果、海外事業全体では増益となりました。

これらの結果、海外関連事業全体の売上収益は298億9百万円(前期比221.4%)、セグメント利益は1億84百万円(前期比2,644.4%)となりました。

なお、上記セグメントに含まれていない全社費用(当社の管理部門に係る費用)等は22億円となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達の状況

当連結会計年度において、記載すべき重要な事項はありません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、総額37億18百万円で、その主なものは、国内自動車関連事業用の営業車両の購入、および車両輸送拠点の建物附属設備および舗装建設工事などです。また、使用権資産における、国内自動車関連事業用の土地および一般貨物事業用の建物の増加であります。

### ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2021年7月1日付で、当社グループは陸友物流（北京）有限公司の出資持分の40%を追加取得（異動前の出資持分25%）し、また、2022年5月31日付で、株式会社IKEDA（同日付で株式会社ゼロ・プラスIKEDAに商号変更）の株式を100%取得し、連結子会社といたしました。

### (3) 財産および損益の状況

#### IFRS

区 分	第73期 (2019年6月期)	第74期 (2020年6月期)	第75期 (2021年6月期)	第76期 (2022年6月期)
売上収益 (百万円)	90,228	89,501	92,171	107,045
営業利益 (百万円)	3,305	3,675	5,332	3,912
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)	1,658	2,374	3,626	2,535
基本的1株当たり当期利益	99円74銭	142円30銭	216円55銭	150円91銭
資産合計 (百万円)	39,554	44,514	50,935	54,895
資本合計 (百万円)	23,072	24,894	28,298	30,614

(注) 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である国内自動車関連事業は、消費税や自動車取得および保有時などの関係諸税の税制に影響を受けやすい国内自動車販売市場の動向に連動しております。国内の新車市場は90年代の700万台をピークに、それ以降は停滞が続き、近年の新車販売台数は500万台前後を推移しておりますが、半導体不足など供給制約がある場合は400万台レベルまで落ち込みます。人口減少などによる運転免許保有者の減少や自動車の所有形態が変化してくるなど、中長期的に見れば市場は減少傾向にあります。

また、物流業界においては、中長期的な原油価格の高騰リスクやSOx規制強化に伴う海上運賃上昇に加え、コンプライアンスへの対応、日本国内における労働力不足、特に乗務員の不足への対応、さらには働き方改革関連法に起因する「物流の2024年問題」への対応など引き続き厳しい事業環境が続くものと考えております。

このような環境の中で、当社グループは次の課題に取り組み、力強い成長戦略を実現してまいります。

### ① 輸送改革の推進

事業基盤再構築の一環として行った車両輸送会社の地域ブロック化により、グループが保有する地域毎の輸送能力を見極め、既存の輸送戦力を最大活用できる最適な配置を進めるとともに、輸送デジタル化による計画的な配車の実現等により輸送効率を向上させてまいります。また、顧客や地域の特性に応じた営業体制・輸送体制の構築に加えて、コスト管理の徹底を図るとともに、請求・支払料金体系の包括的な見直しを進め、収益向上につなげてまいります。

自動車生産工場や中古車オークション会場の所在する地域は、多くの商品車を纏めて輸送するための戦力を配置する重要な拠点が存在しており、サービスセンターやディーラーまでの新車輸送や中古車オークション開催日前後の搬入搬出によって商品車輸送が集中します。サービスセンターや販売店からの復荷の有無によって輸送効率に差が生じ、また中古車オークション開催日とそれ以外の日で繁閑差がありますが、不経済な回送や運休が生じないように配車のデジタル化を含め輸送体制の最適化を進めることで、物流の2024年問題への対応を進めてまいります。

### ② 働き方改革の推進

働き方改革を推進して、業界ダントツの魅力ある会社、働きがいのある職場をつくり上げることで、乗務員や整備士の定着、従業員満足度の向上を促進してまいります。

法令順守に努めるとともに、総労働時間の短縮を推進するため、業務の簡素化および自動化、システムやデジタル化によって負荷軽減に努めてまいります。業務プロセスをシンプルにすることや、輸送機材の荷扱いや中古車オークション会場における自動車探しなどを分業やアウトソースすることによって、業務量の削減と平準化を図り、労働環境や諸条件の改善を進めてまいります。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染症拡大や災害発生に備え、テレワークや裁量労働制の導入を推進してまいります。

### ③ 国内自動車周辺事業の拡大

車両輸送に依存しない事業ポートフォリオを構築するため、名義変更や登録代行、納車前整備点検、自動車一時預かり、入札会、中古車輸出などの自動車周辺事業を構築して、新規事業や新サービスを創出してまいります。また、直近のM&Aや事業譲受によってバイク輸送やレンタル建機の回送に参入するなど新しい領域への事業展開を進め、事業基盤をより強固なものとしてまいります。

#### ④ヒューマンリソース事業・一般貨物事業の拡大

ヒューマンリソース事業におきましては、戦略的な営業活動および営業体制の強化により、少子高齢化や需要の多様化などによる、さまざまな企業のアウトソース需要を獲得し、また地方都市への展開などを行なっております。

また、社用車を一企業内でシェアリングするオンデマンドモビリティ分野におきましても、ドライバーの需要が高まっており、新規に契約を開始しております。さらに従来の「ドライバー」を軸とした人材・サービスの提供に加えて、空港への人材・サービスの提供を開始しており、今後は更に新たな分野への人材・サービスの提供を検討してまいります。

一般貨物事業におきましては、港湾荷役事業と運輸・倉庫事業ともに既存顧客の要望に的確に応えるとともに、新規顧客の獲得に努めることで事業の拡大を進めております。運輸・倉庫事業では、顧客の物流センター・倉庫の3PL事業に注力しております。港湾荷役事業におきましては、グリーン化・カーボンニュートラルの流れの中で、バイオマス発電所向けの燃料荷役を開始し、軌道に乗ってきております。また、グループ内における協業を推進することで、インフラやリソースの最大活用して、シナジー創出を進めてまいります。

#### ⑤海外関連事業の拡大

自動車関連事業で長年培ってきた当社グループのサービス技術、ノウハウを海外の成長市場で展開しております。中国におきましては、2004年に陸友物流（北京）有限公司を設立して進出以来、順調に事業を拡大し収益を上げており、2021年7月1日出資持分を追加取得し、連結子会社化いたしました。今後は中国における中古車輸送への参入の検討、および中国から日本へ輸入される電気自動車の複合物流の構築を検討してまいります。ASEAN諸国におきましては、親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドと協業して、車両輸送・整備・自動車部品梱包、輸送（CKD事業）などの事業拡大に努めております。

## (5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

### ①国内自動車関連事業

主に新車および中古車の輸送、バイクの輸送、納車前整備や一般車検整備、リースアップ車や新車販売会社の下取り車の入札会運営、中古車オークション会場での検査業務を主とする構内作業およびそれらに付随する事業であります。

当社が手がけるほか、子会社である株式会社ゼロ・プラス関東、株式会社ゼロ・プラス九州、株式会社ゼロ・プラス西日本、株式会社ゼロ・プラス中部、株式会社ゼロ・プラス東日本、有限会社新和陸送および株式会社ゼロ・プラスBHSが当社からの委託業務のほか、中古車・サービス車輸送などを元請けしております。さらに、株式会社ゼロ・プラスIKEDAは主として建機車両の自走による輸送業務を行っております。

### ②ヒューマンリソース事業

子会社である株式会社ジャパン・リリーフは、車両の運行管理事業やドライバーを中心とした人材派遣事業を行っております。

### ③一般貨物事業

既存の港湾荷役や倉庫事業に加え、一般消費財等の3PL事業を行っております。

当社が手がけるほか、子会社である荻田港海陸運送株式会社が一般貨物の港湾荷役作業を、株式会社九倉が一般貨物の輸送業務を元請けしております。

### ④海外関連事業

陸友物流（北京）有限公司は、中国における主に新車の輸送事業を行っております。株式会社ワールドウインドウズでは、中古車の輸出を行っております。

また、CKD事業は、当社がASEAN向け自動車生産用部品の梱包・輸出を行っております。

## (6) 主要な営業所および工場（2022年6月30日現在）

### ① 当社

- ・ 本社（川崎市幸区）
- ・ 営業所（北海道ほか全国31箇所）
- ・ 整備センター（栃木県ほか全国12箇所）
- ・ カーセレクション会場（北海道ほか全国8箇所）

### ② 重要な子会社

会社名	主要な営業所および工場
株式会社ゼロ・プラス関東	本社（川崎市幸区） カスタマーサービスセンター16箇所（栃木県河内郡上三川町ほか）
株式会社ゼロ・プラス九州	本社（福岡市東区） カスタマーサービスセンター4箇所（福岡県京都市郡苅田町ほか）
株式会社ゼロ・プラス西日本	本社（神戸市中央区） カスタマーサービスセンター6箇所（京都府京田辺市ほか）
株式会社ゼロ・プラス中部	本社（名古屋市中区） カスタマーサービスセンター5箇所（静岡県藤枝市ほか）
株式会社ゼロ・プラス東日本	本社（宮城県多賀城市） カスタマーサービスセンター4箇所（北海道苫小牧市ほか）
苅田港海陸運送株式会社	本社（福岡県京都市郡苅田町）
株式会社九倉	本社（北九州市門司区） 営業所8箇所（北九州市門司区ほか）
株式会社ジャパン・リリーフ	本社（東京都港区） 支店19箇所（札幌市中央区ほか）
株式会社ワールドウインドウズ	本社（大阪市浪速区）
有限会社新和陸送	本社（和歌山県和歌山市）
株式会社ゼロ・プラスBHS	本社（大阪府東大阪市） 営業所2箇所（大阪府東大阪市、さいたま市岩槻区）
陸友物流（北京）有限公司	本社（中華人民共和国北京市朝陽区）
株式会社ゼロ・プラスIKEDA	本社（横浜市西区） 配送センター9箇所（仙台市宮城野区ほか）



## (7) 使用人の状況（2022年6月30日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
国内自動車関連	1,831名 (1,184名)	59名増 (31名減)
ヒューマンリソース	402名 (4,508名)	19名減 (115名増)
一般貨物	172名 (85名)	9名増 (5名減)
海外関連	104名 (61名)	71名増 (25名増)
全社（共通）	84名 (4名)	5名減 (3名減)
合計	2,593名 (5,842名)	115名増 (101名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、報告セグメントに「海外関連事業」を追加し、従来「自動車関連事業」に含まれていた中古車輸出事業、および「一般貨物事業」に含まれていたCKD事業を「海外関連事業」の区分に変更しております。また、「自動車関連事業」を「国内自動車関連事業」に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを使用し前期比較を行っております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
510名 (147名)	8名減 (1名増)	45.5歳	12.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

2022年6月30日現在、当社の親会社はタンチョンインターナショナルリミテッドであります。同社は、同社子会社（ゼニス ロジスティックス リミテッドおよびゼニス ロジスティックス ピーティーイー リミテッド）を通じて当社議決権の過半数（52.1%）を間接的に保有しております。

当社は親会社と連携してASEANを中心としたアジア諸国での事業を推進しております。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゼロ・プラス関東	15百万円	100.0%	国内自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス九州	10百万円	100.0%	国内自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス西日本	10百万円	100.0%	国内自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス中部	10百万円	100.0%	国内自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス東日本	9百万円	100.0%	国内自動車関連事業
苅田港海陸運送株式会社	39百万円	100.0%	一般貨物事業
株式会社九倉	60百万円	100.0%	一般貨物事業
株式会社ジャパン・リリーフ	83百万円	100.0%	ヒューマンリソース事業
株式会社ワールドウインドウズ	10百万円	100.0%	海外関連事業
有限会社新和陸送	18百万円	100.0%	国内自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラスBHS	10百万円	100.0%	国内自動車関連事業
陸友物流（北京）有限公司	250万米ドル	65.0%	海外関連事業
株式会社ゼロ・プラスIKEDA	10百万円	100.0%	国内自動車関連事業

(注) 1. 当社は、2021年7月1日付で陸友物流（北京）有限公司の出資持分を追加取得したことにより、当期より新たに重要な子会社に加えております。

2. 当社は、2022年5月31日付で株式会社IKEDA（同日付で株式会社ゼロ・プラスIKEDAに商号変更）の全株式を取得したことにより、当期より新たに重要な子会社に加えております。

**(9) 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,201百万円
株式会社三井住友銀行	872百万円
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） 17,560,242株

(3) 株主数（自己株式を含む） 2,436名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ゼニス ロジスティックス リミテッド	8,208	48.7
SBSホールディングス株式会社	3,577	21.2
東京海上日動火災保険株式会社	638	3.7
ゼニス ロジスティックス ピーティーイー リミテッド	586	3.4
株式会社フジトランスコーポレーション	363	2.1
株式会社日本カストディ銀行（信託E0）	292	1.7
栗林運輸株式会社	255	1.5
株式会社商船三井	238	1.4
株式会社カイソー	218	1.2
株式会社オークネット	180	1.0

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を702,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E0）が所有する当社株式292,100株を含んでおりません。

3. 持株比率は、自己株式を控除のうえ算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）	29,500株	5名
監査役（社外監査役を除く）	3,000株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、37～38頁「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北村竹朗	整備事業本部長 一般社団法人日本陸送協会会長
代表取締役副社長	柴崎康男	安全・品質本部長 OEMサービス本部長
取締役	小倉信祐	営業本部長
取締役	高橋俊博	グループ戦略本部長 株式会社ゼロ・プラスIKEDA代表取締役社長
取締役	タン・エンスン	タンチョンインターナショナルリミテッド会長 ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役
取締役	グレン・タン	タンチョンインターナショナルリミテッド副会長兼マネージングディレクター
取締役	鎌田正彦	SBSホールディングス株式会社代表取締役社長
取締役	上村俊之	クリフィックス税理士法人社員 公認会計士、税理士 株式会社MS&Consulting社外取締役
取締役	和田芳幸	和田会計事務所代表 公認会計士 株式会社フォーバルテレコム社外取締役 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役 栗林商船株式会社社外監査役
常勤監査役	塩谷知之	
監査役	鈴木良和	シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士 株式会社Robot Home社外取締役 株式会社東日本銀行社外監査役
監査役	加藤嘉一	グローブナーアジアパシフィックリミテッド社外取締役 株式会社構造計画研究所社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、社外取締役であります。  
2. 取締役のうちタン・エンスン氏およびグレン・タン氏は、非業務執行取締役であります。  
3. 2022年7月1日付で取締役の担当および重要な兼職に以下の異動が生じております。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
北村竹朗	代表取締役社長	一般社団法人日本陸送協会会長
柴崎康男	代表取締役副社長	整備事業本部長

4. 監査役のうち鈴木良和氏および加藤嘉一氏は、社外監査役であります。

5. 監査役加藤嘉一氏は、長年にわたる日系および外資系金融機関の勤務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役上村俊之氏および取締役和田芳幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。
7. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。  
北村竹朗氏は、2021年7月1日付で整備事業本部長に就任いたしました（代表取締役社長および一般社団法人日本陸送協会会長を兼務）。  
吉田 衛氏は、2021年9月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。  
高橋俊博氏は、2022年5月31日付で株式会社ゼロ・プラスIKEDA代表取締役社長に就任いたしました（取締役およびグループ戦略本部長を兼務）。
8. 当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員および当社子会社の取締役、監査役であります。被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等をD&O保険により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	
取締役（うち社外取締役分）	233 (20)	200 (20)	32 (-)	8 (3)
監査役（うち社外監査役分）	38 (14)	35 (14)	3 (-)	3 (2)
合 計（うち社外役員分）	271 (34)	236 (34)	35 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員には、2021年9月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、上記の支給人員には、無報酬の取締役2名は含まれておりません。
3. 上記の株式報酬は、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等であります。
4. 2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 2015年9月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））導入の決議をいただいております。本制度に基づき付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき79,000ポイント、監査役につき3,000ポイントをそれぞれ上限（1ポイント当たり当社株式1株に相当）とするものであります。当該株主総会終結時点において対象となる取締役の員数は5名（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）、監査役の員数は1名（社外監査役を除く）です。当該株式報酬につきましては、上記の取締役および監査役の年間報酬限度額とは別枠で決議いただいております。

7. 取締役（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）の報酬等の総額には、株式報酬として、当事業年度末における役員株式給付規程に基づき株式給付引当金の繰入額35百万円が含まれております。当該株式報酬にかかる主たる指標は連結営業利益であり、当社の収益状況を示す財務数値であることから、当該数値を選択しております。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬にかかる主たる指標は連結営業利益目標4,750百万円であり、実績は3,912百万円となりました。
8. 当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等につきまして、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。
  - ・基本報酬につきまして、株主総会で承認された範囲内において、定時株主総会終結後の取締役会にて一任を受けた決定権限を有する代表取締役社長が決定するものいたしました。また、業績連動型株式報酬につきましても、代表取締役社長に委任するものいたしました。
  - ・代表取締役社長に委任する権限が適切に行使されるための措置といたしまして、第三者意見として監査役より意見を聴取することといたしました。
  - ・当該取締役会決議につきましては、当該事業年度にかかる定時株主総会終結の時までとし、同総会終結後の取締役会において、あらためて方針策定を決議するものいたしました。
9. 当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、当社におけるガバナンスの自浄性、自律性、透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の任意の機関として、諮問委員会を設置することを決議いたしました。取締役の個人別報酬等につきましては、今後、諮問委員会にて諮問のうえ、適宜、取締役会へ提言することといたしました。そして、当社は、2021年9月28日開催の第75回定時株主総会終結後の取締役会において、個人別の報酬についてグループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価に沿った決定とすべく、代表取締役社長に委任することとし、委任された内容の決定に際しては、事前に諮問委員会にその妥当性等を諮問し、同委員会からの答申を尊重することといたしました。
10. 取締役会は、代表取締役社長北村竹朗に対し各取締役の基本報酬の額および各取締役（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に諮問委員会にその妥当性等を諮問し、同委員会からの答申を尊重することとしております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役鎌田正彦氏は、SBSホールディングス株式会社代表取締役社長に就任しており、当事業年度末時点で同社は当社の株式を持株比率で21.2%保有しております。
- ・取締役上村俊之氏は、クリフィックス税理士法人社員であります。当社と同法人との間には特別の関係はございません。また、同氏は株式会社MS&Consulting社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はございません。
- ・取締役和田芳幸氏は、和田会計事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はございません。また、同氏は株式会社フォーバルテレコム社外取締役および株式会社キャリアデザインセンター社外取締役に就任しておりますが、当社と各社との間には特別の関係はございません。  
同氏は栗林商船株式会社社外監査役に就任しております。当社と同社は車両輸送事業において取引関係にありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏が独立役員として適任であると判断しております。
- ・監査役鈴木良和氏は、シティユーフ法律事務所パートナーであり、当社と同事務所は取引関係にあります。また、同氏は株式会社Robot Home社外取締役および株式会社東日本銀行社外監査役に就任しておりますが、当社と各社との間には特別の関係はございません。
- ・監査役加藤嘉一氏は、グローブナーアジアパシフィックリミテッド社外取締役および株式会社構造計画研究所社外取締役に就任しておりますが、当社と各社との間には特別の関係はございません。



## ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	鎌 田 正 彦	取締役会76.4% (17回開催中13回)	主に物流業界における企業経営者としての豊富な知識・経験等を踏まえ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことが期待される中、このような経験等を活かし、当社の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して、適宜発言を行っております。
取 締 役	上 村 俊 之	取締役会94.1% (17回開催中16回)	公認会計士および税理士としての豊富な知識・経験や、他の会社での社外役員としての豊富な経験等を踏まえ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことが期待される中、独立役員としての立場から、このような経験等を活かし、当社の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して、適宜発言を行っております。
取 締 役	和 田 芳 幸	取締役会94.1% (17回開催中16回)	公認会計士としての豊富な知識・経験や、他の会社での社外役員としての豊富な経験等を踏まえ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことが期待される中、独立役員としての立場から、このような経験等を活かし、当社の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して、適宜発言を行っております。また、諮問委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定および親会社との取引等に際し、客観的かつ中立的な立場で関与しております。
監 査 役	鈴 木 良 和	取締役会88.2% (17回開催中15回) 監査役会93.3% (15回開催中14回)	弁護士としての豊富な知識・経験や、他の会社での社外役員としての豊富な経験等を踏まえ、当社の監査体制および経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことが期待される中、法律の専門家としての見地から、このような経験等を活かし、当社の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して、適宜発言を行っております。
監 査 役	加 藤 嘉 一	取締役会100% (17回開催中17回) 監査役会100% (15回開催中15回)	長年にわたる日系および外資系金融機関での勤務を通じた豊富な知識・経験や、他の会社での社外役員としての豊富な経験等を踏まえ、当社の監査体制および経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことが期待される中、金融の専門家としての見地から、このような経験等を活かし、当社の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して、適宜発言を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第76期 2022年6月30日現在
<b>資産</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,605</b>
現金及び現金同等物	5,180
営業債権及びその他の債権	15,877
棚卸資産	2,603
その他の金融資産	471
その他の流動資産	471
<b>非流動資産</b>	<b>30,290</b>
有形固定資産	21,199
のれん及び無形資産	2,981
投資不動産	3,145
持分法で会計処理されている投資	497
その他の金融資産	1,646
その他の非流動資産	427
繰延税金資産	392
<b>資産合計</b>	<b>54,895</b>

科目	第76期 2022年6月30日現在
<b>負債</b>	
<b>流動負債</b>	<b>18,631</b>
営業債務及びその他の債務	8,433
借入金	4,003
リース負債	2,666
未払法人所得税等	996
その他の流動負債	2,530
<b>非流動負債</b>	<b>5,649</b>
リース負債	3,851
その他の金融負債	82
退職給付に係る負債	899
その他の非流動負債	306
繰延税金負債	511
<b>負債合計</b>	<b>24,281</b>
<b>資本</b>	
<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>30,067</b>
資本金	3,390
資本剰余金	3,458
自己株式	△667
その他の資本の構成要素	444
利益剰余金	23,440
<b>非支配持分</b>	<b>546</b>
<b>資本合計</b>	<b>30,614</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>54,895</b>

## 連結純損益計算書

(単位：百万円)

科目	第76期 2021年7月1日から 2022年6月30日まで
売上収益	107,045
売上原価	△93,918
<b>売上総利益</b>	<b>13,127</b>
販売費及び一般管理費	△9,354
その他の収益	258
その他の費用	△119
<b>営業利益</b>	<b>3,912</b>
金融収益	70
金融費用	△39
持分法による投資損益	3
<b>税引前利益</b>	<b>3,947</b>
法人所得税費用	△1,425
<b>当期利益</b>	<b>2,521</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	2,535
非支配持分	△14
<b>当期利益</b>	<b>2,521</b>

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第76期 2022年6月30日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,558</b>
現金及び預金	926
受取手形	18
契約資産	193
売掛金	5,506
貯蔵品	81
前払費用	291
未収入金	1,102
預け金	8,074
リース投資資産	1,095
その他	17
貸倒引当金	△2,750
<b>固定資産</b>	<b>23,409</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,429</b>
建物	1,945
構築物	456
機械装置	118
車両運搬具	104
工具、器具及び備品	78
土地	6,725
リース資産	0
<b>無形固定資産</b>	<b>207</b>
ソフトウェア	179
のれん	5
その他	23
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,771</b>
投資有価証券	645
関係会社株式	6,468
従業員長期貸付金	28
長期前払費用	16
繰延税金資産	156
リース投資資産	5,922
敷金及び保証金	415
その他	117
<b>資産合計</b>	<b>37,967</b>

科目	第76期 2022年6月30日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>11,634</b>
買掛金	3,979
短期借入金	458
リース債務	194
未払金	1,045
未払費用	528
未払法人税等	496
未払消費税等	75
預り金	4,582
賞与引当金	175
災害損失引当金	9
その他	87
<b>固定負債</b>	<b>2,704</b>
リース債務	283
再評価に係る繰延税金負債	946
退職給付引当金	791
株式給付引当金	380
長期未払金	121
資産除去債務	102
その他	77
<b>負債合計</b>	<b>14,338</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>23,855</b>
<b>資本金</b>	<b>3,390</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,497</b>
資本準備金	3,204
その他資本剰余金	292
<b>利益剰余金</b>	<b>17,873</b>
利益準備金	179
その他利益剰余金	17,694
事故損失準備金	123
固定資産圧縮積立金	505
別途積立金	3,267
繰越利益剰余金	13,798
<b>自己株式</b>	<b>△906</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△226</b>
その他有価証券評価差額金	328
<b>土地再評価差額金</b>	<b>△555</b>
<b>純資産合計</b>	<b>23,628</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,967</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第76期 2021年7月1日から 2022年6月30日まで	
売上高		53,143
売上原価		45,720
売上総利益		7,423
販売費及び一般管理費		5,253
営業利益		2,169
営業外収益		
受取利息及び配当金	233	
その他の営業外収益	195	428
営業外費用		
支払利息	13	
その他の営業外費用	394	408
経常利益		2,190
特別利益		
固定資産売却益	1	
その他特別利益	0	2
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	73	80
税引前当期純利益		2,111
法人税、住民税及び事業税	658	
法人税等調整額	67	725
当期純利益		1,385

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社ゼロ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 幸司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植田 健嗣

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼロの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ゼロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「[連結計算書類の監査における監査人の責任]」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社ゼロ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 幸司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植田 健嗣

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼロの2021年7月1日から2022年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、2021年度監査計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門との間で事前に監査計画に関する協議を行うとともに、行った監査結果について定期的及び随時の報告を受け、監査指摘事項については、3ヶ月以内に被監査部署からの改善報告に基づき、フォロー監査を実施して改善実施状況を確認していることの報告を受けました。

また、子会社については、四半期毎に行われる各子会社の取締役会に出席し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、詳細な事業内容及び財産の状況について報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の整備、評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人より受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

株式会社ゼロ 監査役会

常勤監査役 塩谷知之 ㊞

監査役  
(社外監査役) 鈴木良和 ㊞

監査役  
(社外監査役) 加藤嘉一 ㊞

注) 監査役 鈴木良和、加藤嘉一の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

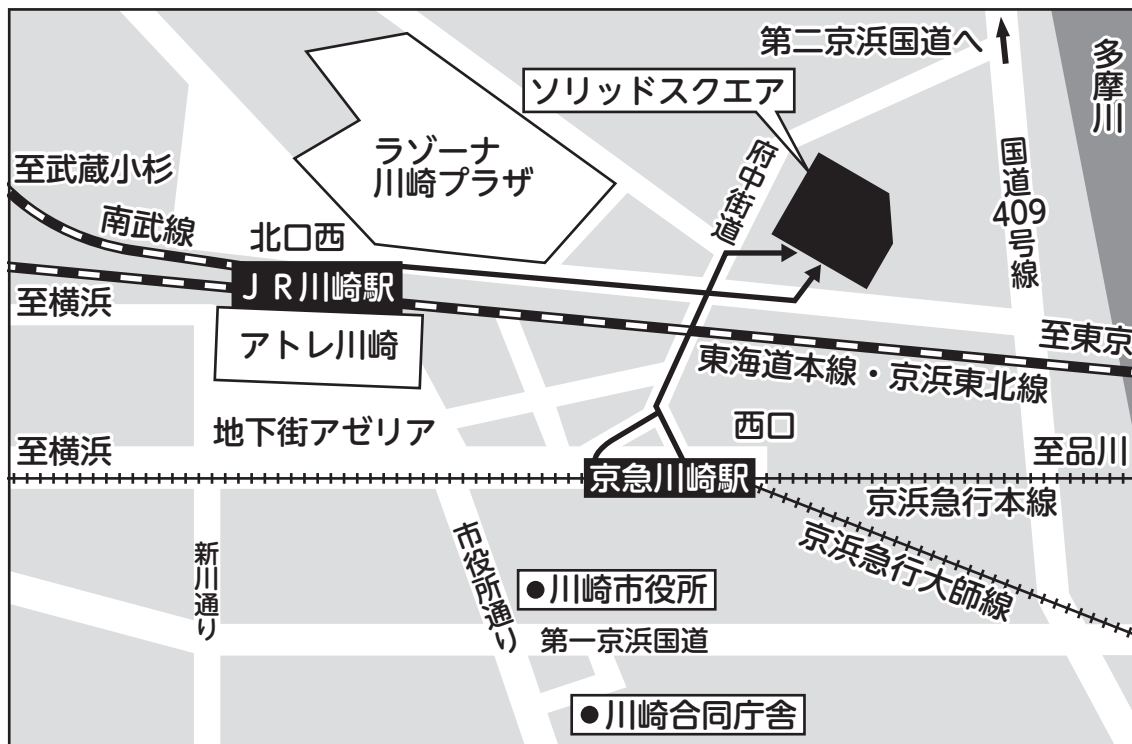
## 定時株主総会会場ご案内図

会場

ソリッドスクエア 地下1階 ソリッドスクエアホール  
川崎市幸区堀川町580番地

交通

J R 東海道本線・京浜東北線・南武線  
J R 川崎駅下車 北口西より徒歩8分  
京浜急行 京急川崎駅下車 西口より徒歩5分



【お願い】

当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご出席に際しまして、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、書面またはインターネットによる議決権行使も含めて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。